平成２７年（フ）第６９１号
静岡県榛原郡吉田町大幡1563番地の１
破産者　株式会社ジャコム
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９号
愛知県小牧市小木１丁目40番地
破産者　有限会社滝自動車
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８４号
京都府城陽市奈島フケ20番地
破産者　進栄建工株式会社
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１４号
京都府城陽市富野西垣内56番地田川アパート４号
破産者　株式会社ケーワン綜合警備保障
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
京都府京丹後市久美浜町1133番地の２
破産者　合同会社一好
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１２２号
神戸市北区桂木２丁目７番地の５
破産者　株式会社システムワット
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９号
和歌山市納定11－４、商業登記簿上の本店所在地和歌山市下和佐73番地の１
破産者　株式会社産寶
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３号
岡山県倉敷市山地75番地
破産者　株式会社ＫｉＴマネジメント
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
大分市大字鴛野813番地の２
破産者　株式会社田中抗酸化研究所
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８１号
大分市大字鴛野805番地
破産者　タナカ・マネージング有限会社
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目50番地１
破産者　株式会社砂川屋
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４５２号
横浜市栄区庄戸４丁目８番７号
破産者　有限会社ワイ・イー・エス
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１号
富山市八尾町井田996番地１　アンシャンテ101号、前住所富山県射水市大江1552番地１
破産者　宮地　敏和
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
石川県能美郡川北町字壱ツ屋171番地２
破産者　有限会社ぷれっそ
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５５５号
静岡県浜松市南区恩地町675番地
破産者　有限会社ダイショー
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
徳島県徳島市入田町月ノ宮362番地14
破産者　株式会社高橋建具店
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５号
群馬県太田市新田赤堀町481番地６
破産者　有限会社吉岡自動車
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４０号
岐阜市西秋沢２丁目54番地
破産者　有限会社英建
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４８３号
名古屋市名東区よもぎ台２丁目812番地
破産者　大東電子株式会社
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９６号
大阪府藤井寺市野中１丁目242番地の２
破産者　株式会社福壽庵
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目17番１－303号
破産者　株式会社ラヴィー
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６３号
沖縄県浦添市伊祖２丁目３番１－1009号サンチャイルドめぐみ２
破産者　株式会社あにやフードプランニング
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部